

優遇支援制度

原子力立地給付金(電気料金の割引)

制度の概要	電力会社から電気の供給を受けている原子力発電施設等の周辺地域の住民・企業に対し、給付金を交付する。					
対象者	対象地域内において、基準日(毎年10月1日)に電力会社と電気受給契約を締結している企業、住民。					
交付内容など	対象市町村	区分	交付単価(割引金額)	対象市町村	区分	交付単価(割引金額)
	東通村	企業	281円/kW・月	東北町、平内町 七戸町、六戸町 おいらせ町	企業	216円/kW・月
		家庭	1,125円/口・月		家庭	865円/口・月
	六ヶ所村	企業	281円/kW・月	三沢市	企業	187円/kW・月
		家庭	1,124円/口・月		家庭	750円/口・月
	大間町	家庭	900円/口・月	野辺地町	企業	129円/kW・月
	風間浦村	家庭	618円/口・月		家庭	516円/口・月
	佐井村	企業	154円/kW・月		家庭	618円/口・月
家庭		618円/口・月				

※交付単価は2016年4月1日現在のものです。 ※契約電力は5,000kWが上限となる場合があります。 ■問合せ先:一般財団法人電源地域振興センター TEL.03-6372-7309

原子力発電施設等周辺地域企業立地支援給付金

制度の概要	原子力発電施設等周辺地域への企業立地を支援するため、企業の電気料金に対して給付金を交付する。																																										
対象者要件	<p>◎対象地域内において、工場・事業所等を新設・増設した企業で、以下の要件を満たす者</p> <p>【1】新設・増設に伴う契約電力の増があること</p> <p>【2】新たな雇用の増加数が3人以上であること</p> <p>【3】次に掲げるいずれかの事業を主たる事業として営むものであること(※)</p> <p>ア.製造業に属する事業</p> <p>イ.企業立地の促進等を目的とした条例又は規則等が定められている場合にあっては、当該特定の業種に属する事業</p> <p>ウ.企業立地の促進等を目的とした条例又は規則等により県又は市町村から金銭的な支援を受けているもの</p> <p>【4】投資額(特例加算を受ける場合)</p> <p>製造業等で、投資額 [所在市町村]新設500万円(増設250万円) [隣接市町村]新設1,000万円(増設500万円)以上であること</p> <p>※【3】については、企業立地日が平成27年10月1日以後である事業に適用</p>																																										
対象地域	原子力施設所在市町村	むつ市、六ヶ所村、大間町、東通村																																									
	原子力施設隣接市町村	十和田市(旧十和田市)、三沢市、平内町、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、おいらせ町、風間浦村、佐井村																																									
交付期間	新設・増設した半期の翌半期から8年間																																										
交付内容など	<p>◎交付額は、次の式により求めた額と交付限度額(算定電気料金・支払電気料金)のうち最も低い額</p> <p>【契約電力分(契約電力^{*1}×(算定単価^{*2}-交付金単価^{*3})×月数)+特例加算分(増加雇用人数×30万円^{*4})】</p> <p>※4 隣接市町村は15万円</p> <table border="1"> <tr> <td>雇用創出効果</td> <td>契約電力上限^{*1}</td> <td>立地市町村</td> <td>交付金単価^{*3}</td> </tr> <tr> <td>3人以上20人未満</td> <td>1,500kW</td> <td>十和田市(旧十和田市)</td> <td>0円/kW</td> </tr> <tr> <td>20人以上</td> <td>2,500kW</td> <td>三沢市</td> <td>187円/kW</td> </tr> <tr> <td>区分(実支払電気料金/契約電力×月数)</td> <td>算定単価^{*2}</td> <td>むつ市</td> <td>562円/kW</td> </tr> <tr> <td>1,500円未満</td> <td>600円</td> <td>六ヶ所村</td> <td>450円/kW</td> </tr> <tr> <td>1,500円以上1,600円未満</td> <td>640円</td> <td>横浜町、大間町</td> <td>450円/kW</td> </tr> <tr> <td>1,600円以上1,700円未満</td> <td>680円</td> <td>東通村</td> <td>900円/kW</td> </tr> <tr> <td>1,700円以上1,800円未満</td> <td>720円</td> <td>佐井村</td> <td>267円/kW</td> </tr> <tr> <td>1,800円以上1,900円未満</td> <td>760円</td> <td>平内町、七戸町、六戸町、東北町、おいらせ町、風間浦村</td> <td>225円/kW</td> </tr> <tr> <td>以後100円刻み</td> <td>以後40円刻み</td> <td>野辺地町</td> <td>134円/kW</td> </tr> </table>			雇用創出効果	契約電力上限 ^{*1}	立地市町村	交付金単価 ^{*3}	3人以上20人未満	1,500kW	十和田市(旧十和田市)	0円/kW	20人以上	2,500kW	三沢市	187円/kW	区分(実支払電気料金/契約電力×月数)	算定単価 ^{*2}	むつ市	562円/kW	1,500円未満	600円	六ヶ所村	450円/kW	1,500円以上1,600円未満	640円	横浜町、大間町	450円/kW	1,600円以上1,700円未満	680円	東通村	900円/kW	1,700円以上1,800円未満	720円	佐井村	267円/kW	1,800円以上1,900円未満	760円	平内町、七戸町、六戸町、東北町、おいらせ町、風間浦村	225円/kW	以後100円刻み	以後40円刻み	野辺地町	134円/kW
雇用創出効果	契約電力上限 ^{*1}	立地市町村	交付金単価 ^{*3}																																								
3人以上20人未満	1,500kW	十和田市(旧十和田市)	0円/kW																																								
20人以上	2,500kW	三沢市	187円/kW																																								
区分(実支払電気料金/契約電力×月数)	算定単価 ^{*2}	むつ市	562円/kW																																								
1,500円未満	600円	六ヶ所村	450円/kW																																								
1,500円以上1,600円未満	640円	横浜町、大間町	450円/kW																																								
1,600円以上1,700円未満	680円	東通村	900円/kW																																								
1,700円以上1,800円未満	720円	佐井村	267円/kW																																								
1,800円以上1,900円未満	760円	平内町、七戸町、六戸町、東北町、おいらせ町、風間浦村	225円/kW																																								
以後100円刻み	以後40円刻み	野辺地町	134円/kW																																								

※交付金単価は2016年4月1日現在のものです。 ■問合せ先:一般財団法人電源地域振興センター TEL.03-6372-7307

工場等の新設・増設を行う際の資金調達支援

青森県産業立地推進資金(貸付制度)

実施時期	通年						
対象企業	工場等を新設・増設する場合 【1】県または市町村の誘致企業 【2】地場企業(県内に本社を有し、1年以上同一事業を営んでいるもの)						
対象業種	<p>【1】製造業</p> <p>【2】ソフトウェア業、情報処理サービス業、情報提供サービス業、総合リース業など16業種^{*1}</p> <p>【3】道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業 (青森中核工業団地、金矢工業団地、むつ小川原開発地区立地企業に限る。)</p> <p>【4】青森県が進める「環境・エネルギー産業創造特別区域計画」、「あおりエコタウンプラン」、 「青森ライフイノベーション戦略」及び「あおり農工ベストミックス新産業創出構想」に関連する事業として 知事が認めるもの</p> <p>【5】再生可能エネルギー電気供給業^{*2}(地場企業に限る)</p>						
対象者の要件	<p>次の要件を満たすもの</p> <p>【1】設備投資予定額 3千万円以上</p> <p>【2】新規雇用 3人以上</p> <p>【3】用地を貸付対象とする場合は、用地取得後5年以内に工場建設に着手すること</p>						
対象地域	県内全域						
貸付条件等	<table border="1"> <tr> <td>貸付対象経費</td> <td> <p>【1】工場等用地の取得・造成</p> <p>【2】工場、構築物等の取得・建設</p> <p>【3】機械、設備の取得</p> <p>【4】電力供給設備工事費負担金</p> </td> </tr> <tr> <td>貸付条件</td> <td> <p>【1】利率 年1.5%</p> <p>※青森中核工業団地及び金矢工業団地立地企業 年1.35%</p> <p>【2】貸付期間 15年以内(うち据置2年)</p> </td> </tr> <tr> <td>限度額</td> <td> <p>【1】5億円を限度とし設備投資予定額の10分の8以内</p> <p>【2】特認として、青森中核工業団地、金矢工業団地及びむつ小川原開発地区に工場等を新設する場合又は再生可能エネルギー電気供給業(地場企業に限る)を実施する場合は、10億円を限度とし投下資本額の10分の8以内</p> </td> </tr> </table>	貸付対象経費	<p>【1】工場等用地の取得・造成</p> <p>【2】工場、構築物等の取得・建設</p> <p>【3】機械、設備の取得</p> <p>【4】電力供給設備工事費負担金</p>	貸付条件	<p>【1】利率 年1.5%</p> <p>※青森中核工業団地及び金矢工業団地立地企業 年1.35%</p> <p>【2】貸付期間 15年以内(うち据置2年)</p>	限度額	<p>【1】5億円を限度とし設備投資予定額の10分の8以内</p> <p>【2】特認として、青森中核工業団地、金矢工業団地及びむつ小川原開発地区に工場等を新設する場合又は再生可能エネルギー電気供給業(地場企業に限る)を実施する場合は、10億円を限度とし投下資本額の10分の8以内</p>
貸付対象経費	<p>【1】工場等用地の取得・造成</p> <p>【2】工場、構築物等の取得・建設</p> <p>【3】機械、設備の取得</p> <p>【4】電力供給設備工事費負担金</p>						
貸付条件	<p>【1】利率 年1.5%</p> <p>※青森中核工業団地及び金矢工業団地立地企業 年1.35%</p> <p>【2】貸付期間 15年以内(うち据置2年)</p>						
限度額	<p>【1】5億円を限度とし設備投資予定額の10分の8以内</p> <p>【2】特認として、青森中核工業団地、金矢工業団地及びむつ小川原開発地区に工場等を新設する場合又は再生可能エネルギー電気供給業(地場企業に限る)を実施する場合は、10億円を限度とし投下資本額の10分の8以内</p>						

※1. ソフトウェア業、情報処理サービス業、情報提供サービス業、総合リース業、産業用機械器具賃貸業、事務用機械器具賃貸業、機械修理業、広告代理業、ディスプレイ業、産業用設備洗浄業、非破壊検査業、デザイン業、経営コンサルタント業、機械設計業、エンジニアリング業、自然科学研究所

※2. 再生可能エネルギー電気供給業:太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスにより電気を供給する業